

第3回 伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 令和6年3月5日(火)
開会 15時10分
閉会 16時25分

2. 場 所 伊万里コミュニティセンター 研修室

3. 出 席 14名

4. 欠 席 0名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	西山 哲	○	8	松永 久美子	○
2	山口 光壽	○	9	湊上 幸雄	○
3	岩橋 重幸	○	10	黒川 博隆	○
4	古藤 大助	○	11	副島 敏和	○
5	中島 一男	○	12	前田 勉	○
6	岩永 純一	○	13	田中 平市	○
7	木須 治紀	○	14	梶原 賢治	○

議事録署名者 4番 古藤 大助

13番 田中 平市

5. 事務局職員

職名	氏名	職名	氏名
農地係長	末吉 亜紀	書記	池田 靖
書記	江口 隆星		

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

議案第 10 号	農地法第 5 条の申請について
議案第 11 号	農地法第 4 条の申請について
議案第 12 号	農地法第 3 条の申請について
議案第 13 号	農用地利用集積計画 [農業経営基盤強化促進事業]について
議案第 14 号	農地法第 4 条の申請について

8. 報告事項

報告第 7 号	農地法第 18 条第 6 項通知の受理について
報告第 8 号	農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について
報告第 9 号	農地法第 4 条許可申請書の取下げについて

9. 連絡事項

なし

議長	<p>みなさん、こんにちは。 (挨拶) それでは、ただいまより第3回農業委員会会議を開会します。 本日の欠席者はありません。</p> <p>次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。 今回は4番 古藤 大助委員、13番 田中 平市委員です。 事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、5つです。</p> <table border="0"> <tr> <td>議案第10号</td> <td>農地法第5条の申請について</td> <td>7件</td> </tr> <tr> <td>議案第11号</td> <td>農地法第4条の申請について</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>議案第12号</td> <td>農地法第3条の申請について</td> <td>6件</td> </tr> <tr> <td>議案第13号</td> <td>農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td> 利用権設定 通年</td> <td>15件</td> </tr> <tr> <td></td> <td> 利用権設定 期間借地</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td></td> <td> 農地中間管理事業 通年</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>追加議案第14号</td> <td>農地法第4条の申請について</td> <td>1件</td> </tr> </table> <p>また、報告事項は、3つです。</p> <table border="0"> <tr> <td>報告第7号</td> <td>農地法第18条第6項通知の受理について</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>報告第8号</td> <td>農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について</td> <td>26件</td> </tr> <tr> <td>報告第9号</td> <td>農地法第4条許可申請書の取下げについて</td> <td>1件</td> </tr> </table> <p>となっております。 それでは、議事に入ります。 議案第10号 農地法第5条の申請についてですが、5番については、〇〇委員が利害関係人となる案件となります。そのため農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議終了まで一時退出していただきます。</p> <p>(〇〇委員 退出) それでは、議案第10号 5番について事務局から説明をお願いします。</p>	議案第10号	農地法第5条の申請について	7件	議案第11号	農地法第4条の申請について	2件	議案第12号	農地法第3条の申請について	6件	議案第13号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について			利用権設定 通年	15件		利用権設定 期間借地	3件		農地中間管理事業 通年	3件	追加議案第14号	農地法第4条の申請について	1件	報告第7号	農地法第18条第6項通知の受理について	4件	報告第8号	農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について	26件	報告第9号	農地法第4条許可申請書の取下げについて	1件
議案第10号	農地法第5条の申請について	7件																																
議案第11号	農地法第4条の申請について	2件																																
議案第12号	農地法第3条の申請について	6件																																
議案第13号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について																																	
	利用権設定 通年	15件																																
	利用権設定 期間借地	3件																																
	農地中間管理事業 通年	3件																																
追加議案第14号	農地法第4条の申請について	1件																																
報告第7号	農地法第18条第6項通知の受理について	4件																																
報告第8号	農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について	26件																																
報告第9号	農地法第4条許可申請書の取下げについて	1件																																
事務局	<p>議案第10号 5番についてご説明します。 議案は1ページになります。 図面は1ページから4ページです。 申請地は〇〇〇地区です。</p>																																	

事務局	<p>譲受人がストックヤード及び採草置場として使用するための申請です。 農地区分は農用区域内農地。 許可基準としましては、用途区分の変更に該当します。</p> <p>5番については以上です。</p>
議長	<p>それでは5番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>申請地は広い所です。総代さんの方にストックヤードを建てたいと説明があったそうです。特に問題なかろうということでした。</p> <p>区長さんと生産組合長さんの印をもらってある書類を私の方にも持って来られました。ストックヤードに何を置くかという鶏糞を一時的に置いて、ある程度の量になったら圃場を確認してからふるようにする所ですという説明を受けています。私も特に問題ないと思います。ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>5番について、御意見、御質問はございませんか。</p>
○番委員	<p>この場所は既に工事をしているようです。事前着工されているような状態になっています。</p>
事務局	<p>この件に関しては〇〇さんと代理人に確認したところ、準備を進めている段階という話を聞いていましたが、事前着工のような状態になっているのですね。</p>
○番委員	<p>泥をどんどん入れてある状況のため事前着工になるのでは。機械も入っている。</p>
事務局	<p>〇〇さんと代理人に確認させていただいて、対応したいと思います。</p> <p>事前着工ということになれば、始末書で対応できるのか、農地へ復元してからという話になるのか、県の方にも相談してから対応したいと思います。</p>
○番委員	<p>農地法で事前着工はしてはいけなくなっています。きちんと対応すべきと思います。</p>
議長	<p>地区の同意のもとにトラブルのないように出来ればと思います。</p> <p>どちらにしても、県の方にも報告をして、指導を仰ぐ形でよろしいでしょうか。</p> <p>他に御意見、御質問はございませんか。</p> <p>特に無いようですので、5番の農地法第5条の申請1件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>〇〇委員に着席していただき、審議を再開します。 (〇〇委員 着席)</p> <p>続きまして、6番から11番まで事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>続きまして、議案は1ページ、6番になります。</p> <p>図面は5ページから7ページです。</p> <p>申請地は〇〇〇地区です。</p> <p>譲受人が宅地分譲をするための申請です。</p>

事務局	<p>なお、許可を受けずに〇〇〇頃に貸駐車場として使用していたため始末書が添付されています。</p> <p>農地区分は第3種農地。</p> <p>許可基準としましては、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案は1ページ、7番になります。</p> <p>図面は8ページから10ページです。</p> <p>申請地は〇〇〇地区です。</p> <p>譲受人が宅地分譲をするための申請です。</p> <p>農地区分は第3種農地。</p> <p>許可基準としましては、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案は2ページ、8番になります。</p> <p>図面は11ページから15ページです。</p> <p>申請地は〇〇〇地区です。</p> <p>譲受人が特定建築条件付売買予定地とするための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地。</p> <p>許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案は2ページ、9番になります。</p> <p>図面は16ページから18ページです。</p> <p>申請地は〇〇〇地区です。</p> <p>譲受人が貸駐車場として使用するための申請です。</p> <p>農地区分は第3種農地。</p> <p>許可基準としましては、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案は2ページ、10番になります。</p> <p>図面は19ページから20ページです。</p> <p>申請地は〇〇〇地区です。</p> <p>譲受人が庭にするための申請です。</p> <p>なお、許可を受けずに〇〇〇頃に庭にしていたとして始末書が添付されています。</p> <p>農地区分は第2種農地。</p> <p>許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p>
-----	--

事務局	<p>続きまして、議案は3ページ、11番になります。 図面は21ページから36ページです。 申請地は〇〇〇〇地区です。 譲受人が共同住宅を建設するための申請です。 農地区分は第3種農地。 許可基準としましては、許可し得るに該当します。</p> <p>議案10号 6番から11番については以上です。</p>
議長	6番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	現地を確認後に承諾印を押しました。隣のガソリンスタンドの駐車場として使われていましたので、始末書が添付されています。ご審議よろしくをお願いします。
議長	<p>6番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、7番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	特別問題ありませんでしたので、承諾しました。ご審議をお願いします。
議長	<p>7番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、8番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	現場は建売を建てて売るということでした。近くに側溝がなく、地下浸透で雨水排水は処理するということでした。下水は問題ないです。周りも問題ないと思います。地下浸透がうまく排水すればよいと思ったところです。ご審議をお願いします。
議長	<p>8番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、9番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	代理人から連絡があり、申請人は法人の役員をされている方です。事業を行う施設を開設するというので、それにあたって必要となる駐車場を申請人が整備して法人に貸し付けるという計画です。現地は畑で空き地の隣に位置してい

担当委員	ます。農地が北側にありますが、斜面で特に問題ないと思います。区長さん、生産組合長さんの承諾もありました。ご審議よろしくお願ひします。
議長	9番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、続きまして、10番について担当委員から説明をお願ひします。
担当委員	申請人の息子さんから相談がありまして、家の前の家庭菜園として使用していた畑について、庭として使用したいということの申請です。畑の一部にこいのぼりを建てるためのコンクリートブロックを打っているということで始末書が添付されています。周辺の農地はなく、家の一部みたいな所ですので問題ないと思います。区長さん、生産組合長さんの承諾もありました。ご審議お願ひします。
議長	10番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、続きまして、11番について担当委員から説明をお願ひします。
担当委員	本人が見えられました。ここは大方住宅になっています。そこに一カ所空き地がありました。排水関係も整っておりましてし、問題ないと思います。区長さん、生産組合長さんの承諾もありました。ご審議お願ひします。
議長	11番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、6番から11番の農地法第5条の申請6件については承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。 続きまして、議案第11号 農地法第4条の申請について事務局から説明をお願ひします。
事務局	議案第11号 4番についてご説明します。 議案は4ページになります。 図面は37ページから40ページです。 申請地は〇〇〇地区です。 申請人が一般住宅を建設するための申請です。 農地区分は第1種農地。

事務局	<p>許可基準としましては、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。</p> <p>続きまして、議案は4ページ、5番になります。 図面は41ページから42ページです。 申請地は〇〇〇地区です。 申請人が植林をするための申請です。 なお、許可を受けずに〇〇〇頃に植林をしていたとして始末書が添付されています。 農地区分は第2種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。 議案第11号 については以上2件です。</p>
議長	4番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	<p>本人が来られました。自宅横に水田がありますが、この周りも住宅になっていて、ここには迷惑はかからないだろうということで、区長さん、生産組合長さんの承諾もありましたし、私も問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>4番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、5番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>植林ということでした。現地は道もないということでしたので、航空写真での確認をしています。ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>5番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、農地法第4条の申請2件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第12号 農地法第3条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第12号 6件について御説明いたします。 議案は5ページから7ページになります。</p>

事務局	<p>申請事由や経営状況を掲げております。</p> <p>全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>議案第12号 については以上6件です。</p>
議長	<p>議案第12号 について議案の5ページから7ページを見ていただき、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、議案第12号 農地法第3条の申請については許可といたします。</p> <p>続きまして、議案第13号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年15件について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第13号 利用権設定の通年について御説明します。</p> <p>議案の8ページから10ページに明細書を、11ページから18ページに農用地利用集積計画書を掲げております。</p> <p>借受人が9名、貸付人が15名で、面積は田が37,560㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。</p> <p>議案第13号 利用権設定の通年については以上です。</p>
議長	<p>議案第13号 農用地利用集積計画 [農業経営基盤強化促進事業] の利用権設定の通年について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、議案第13号 農用地利用集積計画 [農業経営基盤強化促進事業] の利用権設定の通年については申し出のとおりに決定します。</p> <p>続きまして、議案第13号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定 期間借地について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第13号 利用権設定 期間借地について、御説明します。</p> <p>議案の19ページに明細書を、20ページから21ページに農用地利用集積計画書を掲げております。</p> <p>借受人が3名、貸付人が3名で、面積は田が5,774㎡です。利用目的、利</p>

事務局	<p>用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。</p> <p>議案第13号 利用権設定 期間借地については以上です。</p>
議長	<p>議案第13号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定 期間借地について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、議案第13号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定 期間借地については申し出のとおりに決定します。</p> <p>続きまして、議案第13号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]農地中間管理事業（集積計画一括方式）について事務局から説明をお願いします。</p>
○番委員	<p>期間借地と通年との違いは何ですか。</p>
事務局	<p>期間借地は裏作になります。</p>
	<p>他に御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、議案第13号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定 期間借地については申し出のとおりに決定します。</p> <p>続きまして、議案第13号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]農地中間管理事業（集積計画一括方式）について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第13号 農地中間管理事業について御説明いたします。</p> <p>議案の22ページに明細書を、23ページから25ページに農用地利用集積計画書を掲げております。</p> <p>貸付人から公社、公社から借受人への利用権設定となっています。</p> <p>田が5,503㎡、畑が2,519㎡、貸付人3名、借受人3名となっております。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。議案第13号 農地中間管理事業については以上3件です。</p>
議長	<p>議案第13号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]農地中間管</p>

<p>議長</p>	<p>理事業（集積計画一括方式）3件について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、議案第13号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]農地中間管理事業（集積計画一括方式）3件については申し出のとおり決定します。</p> <p>追加議案第14号 農地法第4条の申請についてですが、これは報告第9号と関連しておりますので、報告第9号と議案第14号の事務局の説明があった後に審議します。</p> <p>それでは事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>まず、報告第9号についてご説明します。</p> <p>議案は30ページになります。</p> <p>図面は43ページから44ページです。</p> <p>申請地は〇〇〇地区です。</p> <p>この4条申請は先月の委員会会議にて承認を得た後、申請4筆の内、2筆が土地改良事業が実施されていたということが判明したため、第1種農地に該当することとなりました。そのため2筆は申請を取下げることになりますが、一度4筆全て取下げをし、2筆については追加議案第14号にて再度申請をいたします。</p> <p>それでは、追加議案第14号についてご説明します。</p> <p>議案は1ページになります。</p> <p>図面は1ページから2ページです。</p> <p>先ほどご説明いたしました2筆について植林の申請がっております。</p> <p>農地区分は第2種農地。</p> <p>許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>報告第9号と追加議案第14号については以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>報告第9号と追加議案第14号について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、追加議案第14号 農地法第4条の申請1件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p>

議長	<p>議案についての審議は以上になります。 続きまして、報告事項に移ります。</p> <p>報告第7号 農地法第18条第6項通知の受理について事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第7号 について御説明します。 議案は26ページから27ページになります。</p> <p>4件受理しており、解約の事由、通知の内容については記載のとおりです。</p> <p>報告第7号 については以上です。</p>
議長	<p>報告第7号 農地法第18条第6項通知の受理について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、報告第8号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第8号 について御説明いたします。 議案は、28ページから29ページになります。</p> <p>1番から26番全て所有者から非農地相談があり、現地確認を行った結果、非農地相当であったため、当該農地を非農地と判断するとして報告しております。</p> <p>報告第8号 についての説明は以上です。</p>
議長	<p>報告第8号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、これで報告事項を終了します。 これで第3回農業委員会会議を閉会します。</p>
	<p><<議事終了>></p>